

岐阜県公報

第 百 三 十 二 号
令和 二 年 九 月 一 日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 四三九^{ページ}

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

○道路の区域変更

○道路の供用開始

(治 山 課) 四三九
(道 路 維 持 課) 四四二
(同) 四四三

訓 令 甲

○岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

○岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 四四三
(同) 四四四

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部二十八の項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同部二十九の項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に、「採血所」を「採血事業者の事務所等」に改め、同表家畜保健衛生所長の部五の項第一号中「第四項」を「第五項」に、「対し」を「対して」に、「動物用医薬品等」を「動物用医薬品等」に、「関係者」を「従業員等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町牧田字門前八一六、八一八から八二〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町時山字南屋敷七二四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市久々野町小屋名字大樽ケ洞二二四の二、二二四三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字口無向五二〇八、五二一〇の二、五二一一、五二二三の二、五二二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字口無向五二〇八・五二一〇の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、五二一一、五二二三の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛驒市古川町谷字高畑二二五五の一、二二五五の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町鷲見字鷲ヶ岳三三六二の一五七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市和良町土京字向島四七八の二六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	四百七十一号					前	一四・五 六・〇	三三・〇	
						後	一三・六 六・八	三三・〇	

岐阜県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
						前			
						後			

一般国道	
四百七十一号	
高山市上宝町葛山字横保木三五〇番一地先地内	
後	前
一七・五 五・〇	九・五 三・五
一九五・〇	一九五・〇

岐阜県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道						道路の種類
田口洞線						路線名
						区 間
同市同五八番三 地先から		同市同五八番三 地先まで		同市同八二番二 地先まで		別前変区域 後更
後	前	後	前	後	前	
一〇・四 四・六	四・二 二・三	三・二 三・三	二・八 二・五	一四・三 三・七	二・四 三・四	敷地の幅員 （メートル）
四一六・六	四五五・〇	一三五・一 一三〇・〇	一五五・一	二三三・二	二三三・二	延長 （メートル）
A B 係に属する土地の区分図表を添付する						備考

岐阜県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類
岐南大野	路線名
瑞穂市森字四ツ島四八四番一地先地内	区 間
五・二	延長 （メートル）
令和 二・九 一	供用開始 の 期 日
平成 二六・二 六	備考 （区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日）

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部一の項現地機関の長専決事項の欄第四号中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同項現地機関の課長専決事項の欄第四号中「第十四条第十項」を「第十四条第十四項」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年九月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第三十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表三十四の項中「昭和三十五年法律第一四五号」の下に「。以下この項中「法」という。」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同表三十五の項中「昭和三十二年法律第一六〇号」の下に「。以下この項中「法」という。」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第二十三条の」を「第二十四条第一項の規定による」に、「採血所」を「採血事業者の事務所等」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年九月一日から施行する。

令和二年九月一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社